

★ 職員の給与の特例に関する条例（条例第三十三号）（人事課）

一 制定の理由

地方公務員について平成二十五年七月から国家公務員と同様の給与減額を実施することを前提として地方交付税等が削減されることに伴う広島県財政への影響等を勘案し、職員の給与の減額の特例措置を行うこととした。

二 条例の内容

平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間においては、職員（市町立学校職員を含む。）の給与を次のとおり減額することとした。

1 給料月額

給料月額に、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を減額する。

職	員	割	合
行政職給料表二級以下の職員及び他の給料表適用者でこれに相当する職員		一〇〇分の四・四	
行政職給料表三級から六級までの職員及び他の給料表適用者でこれに相当する職員		一〇〇分の七・四	
行政職給料表七級以上の職員及び他の給料表適用者でこれに相当する職員		一〇〇分の九・四	

2 管理職手当

管理職手当の額に百分の二十を乗じて得た額を減額する。

3 地域手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、産業教育手当、定時制通信教育手当、勤務一時間当たりの給与額、特殊勤務手当（給料月額を算出の基礎とするものに限る。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、教職調整額、任期付研究員業績手当及び特定任期付職員業績手当

1により減額した給料月額等を算出の基礎とする。

三 施行期日

平成二十五年七月一日

★ 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十四号）（人事課）

一 改正の理由

職員の給与の減額の特例措置を勘案し、県政運営に係る職責に鑑みた措置として、知事等の給料月額減額率を拡大するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間においては、知事等の給料月額減額率を次のとおり拡大することとした。

区	分	改正前	改正後
一 知事		一〇〇分の一〇	一〇〇分の二〇
二 副知事		一〇〇分の七・五	一〇〇分の一五
三 教育長		一〇〇分の五	一〇〇分の一〇
四 病院事業の管理者			
五 人事委員会の常勤の委員及び常勤の 監査委員			
六 指定職職員（県立広島病院長）			

三 施行期日

平成二十五年七月一日

★ 広島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十五号）

- 一 改正の理由  
地方交付税の削減の影響等を勘案し、県政運営に係る職責に鑑みた措置として、県議会議員の議員報酬の減額率を拡大するため、必要な改正を行った。
- 二 改正の内容  
平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間においては、県議会議員に支給する議員報酬の減額率を次のとおり拡大した。

区 分	改正前	改正後
一 議長	一〇〇分の七・五	一〇〇分の一五
二 副議長及び議員	一〇〇分の五	一〇〇分の一〇

三 施行期日

平成二十五年七月一日